

1 議事日程(第4号)

(令和2年第8回久山町議会12月定例会)

令和2年12月10日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第90号 久山町副町長の選任同意について
- 日程第2 議案第91号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第3 議案第92号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第35号)
- 日程第4 議案第93号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第36号)
- 日程第5 議案第94号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について (2久山町条例第37号)
- 日程第6 議案第95号 久山町条例の整備に関する条例の制定について  
(2久山町条例第38号)
- 日程第7 議案第96号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約  
について
- 日程第8 議案第97号 草場地区再開発第3期造成工事(1工区)請負変更契約について
- 日程第9 議案第98号 草場地区再開発第3期造成工事(2工区)請負変更契約について
- 日程第10 議案第99号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第100号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第101号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第102号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議決前の情報の配布についての調査の件
- 日程第15 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出  
に関する請願
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 安倍達也

町民生活課長 矢山良寛

教育課長 森裕子

産業振興課長 久芳義則

税務課長 佐々木信一

魅力づくり推進課長 川上克彦

福祉課長 稲永みき

財政課長 久芳浩二

都市整備課長 井上英貴

健康課長 大嶋昌広

上下水道課長 横山正利

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第90号 久山町副町長の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第90号久山町副町長の選任同意についてを議題とします。

審議の中立公平性を期するため、佐伯久雄副町長の退場を求めます。

〔副町長 佐伯久雄君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） では、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私はこの再任案賛成でございます。また大いに佐伯久雄副町長には、この議場でいろいろまた私どもにですね、町の現状を語っていただきたい。そういう思いを持って、私の賛成のあえて発言といたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第90号久山町副町長の選任同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

佐伯久雄副町長に入場していただきます。

〔副町長 佐伯久雄君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第91号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第91号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第91号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第92号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第92号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 最近は、一つの課が二つに分かれるというケースが複数あったわけですが、今回は一つになるということでございます。しかも、これは政策を立案する課、推進する課でしたっけ。それと今度は財政を握ってる課ということで、一つこれは非常に大きな花形の部署でございます。そして、ネーミングが経営デザイン課ということで、斬新と言えば斬新ですが、ちょっと私みたいに50を過ぎた人間となると、なんか大学の科みたいだなという気がいたします。そういった中でこのネーミングについての町長の思いというのがあったら、先ほど言いました、課が今まで一つになるというのはちょっと最近なかった。3人管理職が退職されるというそういった兼ね合いもあるのか、ちょっとその辺も含めて、その思いを聞かせてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まずちょっとご質問がありましたので、一つずつ整理してお話をさせていただきます。

まず人員につきましてはですね、課長の3名の方の退職ということになります。財政、企画業務以外についても、複雑化、役所の業務というのは複雑化してます。そのためですね、職員には負担をかけますが、できるだけ幅広い業務というのは今後やっていかなきゃいけない。そういうことも踏まえた上で、課の統合というのもあり得ると思ってます。今後は事務の見直しというのも、今後は出てくるんじゃないかと思ってます。

次にですね、課の名前ということで、この経営デザイン課ということですが、経営というのは佐伯議員もおわかりのとおり、今までもあった話だと思います。デザイン課ということで私の思いっていうことですが、久山町というのはですね、こういう特殊なまちづくりを今までやってきました。それがですね、ほかの町と、ある意味、強みであるところも生まれてきてます。その強みであるところについてはですね、今まではやはりそういう政策上のもので、そういうまちづくりの強みをつくってききましたが、今後はやはり、今生きる私たち世代、そして未来を見据えた世代のためにですね、新しい町を、その基盤をどう描いていくかというときに来てると思えます。そこを考えた場合ですね、私はデザインというものを考え、デザインっていうのは今まで絵を描くとかそういうことでしたが、参画する町民の方も、企業の方も皆さん参画して町を描いていく。そういうイメージをですね、発信していくという思いで、デザインという言葉を使っています。ある意味ですね、それを経営と、そういうまちづくりをセットにする。これも、私はまちづくりのデザインだ

と考えてます。そういうことも踏まえた上で、経営デザイン課っていうことで名前をつけさせていただきました。

最後にですね、もう一つこの課の設置の意図っていうことでいいのかなとは思いますが、今までですね、私の考えをこの議会中もお話をさせていただきました。財政をよくしていく基盤をつくっていくっていうのはですね、新たな取り組みを行っていく手法だと私は考えてます。その目的というのは最終的には、安心安全な町を町民の方につくっていく、そういうことだろうと思ってます。それはもう議会の皆さまとも同じ考えかなと思ってます。それに対してですね、やはり今回の選挙等も終わりましたが、町民の皆さん全ての方がですね、そういうまちづくりをするため、新たな取り組みを望まれている、そういうふうな理想を追い求めてるということはですね、皆さんご存じだと思います。そういうことをですね、ある程度私のほうは新たな政策を推進し、提案していく。そして議会の承認を得て実施していくのが流れだと思ってます。そもそもですね、先ほど申しました自治体の財政健全の目的というのは、今後必要になる政策的な経費の財源をいかに確保していくかということになると思います。これはですね、新たな行うべき政策と、今までやってきた政策、今までのまちづくりで行ってきた、歴代町長が行ってきた政策も含めてですね、それを限られた財源の中で、いかにトレードオフの関係になっているか、そういうことにすぎないと思います。トレードオフっていうのは要するにあっちを立てればこっちが立たないと。そういうような状況も日本全国の自治体の中で見えてきているという状況になってます。これをですね、やはり何とか解決していかなければいけないということを考えたときに、今まではですね、やはり事業を壊して、やめて、新しい事業をとってなりましたが、なかなかそういう関係で、今、財政確保というのが難しい。それはなぜかという、公債費、扶助費、人件費ですね、そしてなおかつ今久山町も直面してます公共施設の維持管理、経常的経費のですね、増と。これはですね、福岡市においても人口が増えてきてますが、こういう問題というのは起こってきてます。そのためにもですね、まずは今後は発想の転換として、事業を立ててそれを見直す、ビルドアンドスクラップというふうに変換していくことが今後自治体に求められていると思ってます。これをですね、しっかりやっていくというのが今回の目的になります。どういうことを行っていくかということになりますが、今後重要な政策の実施、これはビルドですね、を企画して、現在の社会環境、そして住民のニーズに合った事業というのを整理を行っていき、少しずつですが、規模縮小等を行っていくことをこれをスクラップだと思ってます。これを繰り返しやっていくということを、久山町としては、今必要じゃないかと思ってます。私としては、そういう政策、新たな取り組み、住民の皆さんの期待を背負ってそういうことをやっていくとい

う中で、この体制づくりというのはですね、必要なことだと思って判断して今回議会に提案させていただいたところです。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） こういった機構の改革、こういった決定権はもちろん町長にございますので、私どもがあまりとやかく言うことは、どうかという部分も確かにあるでしょう。しかしネーミングを聞いたときに、経営デザイン課、絵に書いた餅というものを想像しましたんでちょっとイメージ的にどうかという思う部分がある。そういったことも含めて、ちょっと疑問があった部分でございます。そして本来こういったことは、議会議員が一般質問で、今言いましたけど、私は、これはもう議案書上がってくるまでわからなかった。あるそういった情報をつかんだ方が、一般質問されたようでございますけどそういったことも含めて、本来でしたら全員協議会というものを開いて、町長がご説明されるのがこれは常道でしょう。全員協議会というの私最近参加してませんから、キーワードにはなってますが、そういったことはされずに今回議案として上げられたということも、ちょっと少し私の頭の中でちょっとフックになってる、引っ掛かってる部分もございました。そういった意味でちょっともう一つ私、疑問があるんです。それは、確かに、これがうまくいけばいい、政策的にも。しかし役場の内部のそういった人間関係、いわゆる力関係というのはどうかというふうな思いがちょっとあるわけでございます。つまりこういうことです。二つの課を統合する、この二つの課は、当役場の2枚看板の課であると位置づけられます。そして、これ平成26年補助金目的外使用、私ずっとこれ追及してありますが、この検証がなされないまま、経営企画課が今の財政課になりました。そしてまた、二つの課を統合して経営デザイン課を創設しようとしています。課の名前と形態は変わっても、問わなければいけない町の重要な問題は引き続き検証されるものと私は捉えております。しかしながら町長が就任され、早々に二つの課を一緒にするというのは、何を急いでるのかなあという思いもあります。かつて、久芳町長が就任された折、新たに財政課が創設されました。当時の会議録を読んでおりましたら、それまでは当初予算、補正予算関係の読み上げは、当時の政策推進課の佐伯久雄課長が読み上げておりました。それがまた同じ形になるわけですね。そして、当時は年度が変わって、5月ごろ、久芳町長が就任された翌年5月ごろ財政課が立ち上がったのでしょうか。初代課長は矢山良隆元議会事務局長で、就任後しばらく様子を見てからの立ち上げだったように思われます。私は何を言いたいのか。少し検証する期間を置いて立ち上げたほうがいいのではないかとそういう気がしております。財政を握ってる課と、政策を立案する課、この二つの部署は、花形の部署、いわゆる

エリートです。この二つの部署が統合されると、この役場組織内に与党自民党のような大きな意思決定集団ができるような気がしております。かつての大所帯の田園都市課とはまた違います。魅力づくり推進課に長くおられた町長だから考えた構想だということもわからなくもないです。ただ、与党が決めたから何でも通るといような、ここ7、8年来の国会のようなことにはなりはしまいかと。役場組織内におけるそのメリット、デメリットというものを少し期間を設けて検証したほうがいいのではないかと考えています。ですから、新年度から統合してスタートというより1カ月ぐらいずらして、その間もっとその効果、統合に生じるマイナス面を検証したほうがよいような気もしておりますがその点はいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今のご質問につきましてお答えします。まずですね、今回の機構改革につきましては、私としては新たな今回選挙が終わりました。それ以前の部分からそういう今後のまちづくりというのをやりましたので、問題点というのは、役場の中でもいろいろ把握はしてました。今回ですね、それにつきましては最低限の機構の見直しということで今回この議会で提案をさせていただいてます。これがですね、終わりというわけではありません、当然。まずはそれをつくっていくための体制づくりとしてのスタートをするというふうに考えてます。この課ができ上がったから、これがどんどん推していくんじゃなく、最終的には役場の中、そしてまちづくりの取り組み、いろんな住民サービスをよくするためのスタート地点だと踏んでます。それに合わせて何年か軌道に乗っていけば、またそれに必要な体制というのは議会のほうとお諮りしながら決めていくと思っております。最終的に私としてはまず今回の見直しってというのは何が目的かということ。第1目的としては、この久山町、こういうコロナの状況も踏まえ、今後の新しい財政等の健全化じゃないですけど基盤をつくっていく上では、今すぐにでも体制をつくっていくということが大切だと思っております。さまざまな新しい取り組み、住民の皆さんも期待しております。今後の未来を見据えてですね。ただやはりそのときに全部をやっていくわけではなく経営をしていかなければいけない。そこを一緒にやることによって、スピードと効率化が図れると思いい、今回この12月議会定例会に提案をさせていただいております。

あと一つ、佐伯議員のご質問にありました花形、エリート、そういうお話がありますが、まず第1に私が考えることは、やはり町民の安心安全のまちづくりをするために、一番いいことは何かということをもまず優先に考える。ただその中で、やはり役場の中ですね、そういう実際に動かれる職員の方にそういう問題があれば、そこにたどり着かないというのを、そういうご指摘だと思います。当然そこは配慮しなければいけないと思っ



すが、もう一つはやはり職員の人材育成というのも大事だと思ってます。私はどこの課であろうが、そこでどういう花を咲かせるか、そういうことをしっかり考える職員、みんな役場の職員はそういう職員になっていただけたらと思ってます。そういう人をですね、つくっていくのも私の仕事だと思ってますんで、そこがエリートとか、そういうのはいろんなとこの判断だと思いますので、私はそういうふうを考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） マスクを外させていただきます。

ただ今の回答で先に質問しようと思ってました、どのような政策を行っていかれるのかというのは、大体粗筋でわかりました。しかし単純に考えてですね、財政課っていうのは、財布のひもを縛る部署だろうと思ってます。それから、魅力づくり推進課というのは、久山の魅力を発信するために、新しい事業を切り開く部署で、そのためにお金もかかってきます。なぜ久山の財政が厳しい中ですね、この二つの部署を一緒にするのでしょうか。逆に財政課自体を独立させ、強い権力を持たせたほうが、いいのではないのでしょうか。

町長の考えをお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 今のご質問についてですが。まずですね、やはり私の考えとしては確かに今の財政状況等を踏まえたときに、一方では財政を厳しく縛っていく、それもやっぱりあると思います。ただ、これから先ですね、先ほども言いました、久山町の人口は増えてますが、やはり幾ら人口が増えてもですね、経常的経費、扶助費、そういうものはどんどん増えていってるといのが今、地方の仕組みになってます。そのためには、一般財源、町の収入をですね、いかに上げていくかっていう取り組みをやっていかなければ、なかなかその問題から脱却することはできないと私は踏んでます。そのためにですね、今回それをセットで一緒にやっていくということで、効果的な行政運営をまず体制づくりをしていこうということで提案をさせていただいてます。

ちなみに各自治体等がどうこうというのは関係ないんですが、糟屋地区、古賀市を除いた他6町では、実際に志免町は経営企画課というふうになっています。粕屋町は経営政策課といって総合政策係と財政係が一緒になっています。新宮町においても政策経営課というふうになっています。この3町というのは比較的うちと財政力指数が近い町になってます。ですからそれが実際に、今起こったことではないということですね。各自治体もこれを試行錯誤しながらやっているという現状をちょっと今ご説明をさせていただいたという

ことになります。久山町においてもですね、この問題というのは以前の町長の時からいろいろ試行錯誤しながら、年数を経て繰り広げられてるのかなとこの議論は思っています。私は先ほども述べましたように、今の状況からするとこの体制が望ましいのではないかということ踏まえてですね、今回思っています。もう一つはですね、魅力づくり推進課というのはですね、久芳前町長の時に久山町の新たな課としてできました。今現在ですね、財政課が出来た時点で、もう企画業務、経営企画課がなくなった時点でもう企画業務は魅力づくり推進課になってます。特に魅力づくり推進課の事業につきましてもですね、もともと久山町の中で新たな政策というのは初めて専門的にやる部署でした。それはある程度一定の成果を得てるものもあれば、見直しをしなきゃいけない時期にも来ていると思います。それも踏まえた上で実施していく上では、効率的ではないかなと私は思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 久山町の魅力を発信していくというのは、新しく入ってこられる方に向かって、その魅力を発信していく事業だろうと思います。今まで住んでおられた方の町民サービスがですね、怠らないように、今後、やっていただきたいと思っております。町長が温めてこられた思いで、最初の仕事としてこの条例改正をされるのでしょうかから、私は反対はしません。しかし、私はこの経営デザイン課の動向というのは、今後しっかり周知していただけたらいいかなと思っております。

以上です。

回答は要りません。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第92号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第93号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第93号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第93号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第94号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第94号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第94号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第95号 久山町条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第95号久山町条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第95号久山町条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第96号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第96号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第96号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第97号 草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第97号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第97号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第98号 草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第98号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第98号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第99号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第99号令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第99号令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第100号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第100号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第100号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第101号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第101号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第101号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第102号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第102号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第102号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議決前の情報の配布についての調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議決前の情報の配布についての調査の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、阿部哲議員の退場を求めます。

〔7番阿部 哲君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 調査特別委員会委員長の報告を求めます。

松本委員長。

○5番（松本世頭君） 調査特別委員会報告書。調査特別委員会委員長松本世頭。

本委員会に付託されました調査結果につきまして、次のとおり、久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。本委員会は、令和2年9月定例会本会議の最終日において、松本世頭議員から阿部哲議員が発行する議会報告に規定違反があると「調査特別委員会設置に関する決議」の動議が発せられたことから、議会報告規定違反の有無について調査検証を行うこととした。

調査項目、一つ、阿部哲議員が発行した議会報告の事実確認についてであり、議会報告配布については、委員会の中で弁明される際、発行したことを表明された。

二つ、議会報告が規定違反であるかの法的根拠の確認について。令和2年9月24日、久山町非常勤職員の弁護士に議会報告の内容の規定違反について法的根拠を確認した結果、今回の議会報告を読む限り、違法でないとの回答があった。

三つ、参考人の委員会出席要請について。阿部哲議員は招集に応じ、弁明を行った。

調査の結果及び意見報告。阿部哲議員が発行した議会報告の内容の規定違反について、調査検証及び法律相談を行った結果、問題はなかった。

今後、久山町議会は、久山町議会基本条例の見直しや勉強会を行う必要があることを述べ調査特別委員会の報告とする。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議決前の情報の配布についての調査の件を採決します。

本件はお手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、議決前の情報の配布についての調査の件は、委員会報告書のとおり決定しました。

これで議決前の情報の配布についての調査を終わります。

阿部哲議員に入場していただきます。

〔7番 阿部 哲君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 阿部哲議員に報告します。

議決前の情報の配布についての調査の件は、委員会報告書のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願

○議長（阿部文俊君） 日程第15、請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

本件について、先に付託しました総務文教常任委員長の報告を求めます。

只松委員長。

○8番（只松秀喜君） 請願につきましてお答えいたします。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。付託年月日、令和2年12月1日。件名、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願。審査の結果、採択。委員会の意見としましては、一部より、核兵器は恐ろしい兵器であるが、現実的には、中国も北朝鮮も持っている。この条約に参加すれば、アメリカの核の傘から離脱しなければならず、核におびえた政策をとることになるという意見も出ましたが、3対1で採択され、願

意妥当と認めて採択と決定いたしました。

- 議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

- 議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、この請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

ただ今採択しました請願にかかる、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を関係機関へ提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出することとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議員派遣の件

- 議長（阿部文俊君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時18分